

「Mizuho 自然資本インパクトファイナンス」の取り扱い開始について ～お客さまのネイチャーポジティブに向けた取り組みを評価・支援～

株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 勝彦、以下「みずほ銀行」）とみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（取締役社長：吉原 昌利、以下「みずほリサーチ&テクノロジーズ」）は、日本企業におけるネイチャーポジティブ経営（※1）の浸透に向けて、お客さまとともに取り組みを促進していくために、この度、「Mizuho 自然資本インパクトファイナンス」（以下「本商品」）の取り扱いを開始し、本日、本商品の第一号案件として、東急不動産ホールディングス株式会社（代表取締役社長：西川 弘典）に対して融資を実行しました。

本商品は、みずほリサーチ&テクノロジーズが TNFD 等の自然資本関連の枠組みやガイドライン等を参考に独自に開発した評価手法を用いて、企業のネイチャーポジティブ経営に関する姿勢や取り組みを評価した上で、みずほ銀行が融資を行うものです。

また、評価に応じた KPI を設定し、みずほリサーチ&テクノロジーズ及びみずほ銀行による定期的なモニタリングとフィードバックを通じ、お客さまのネイチャーポジティブ経営の継続的な発展と自然資本に対するインパクトの創出（自然資本の保全・回復を含む）を支援していきます。

なお、評価手法を含む本商品のフレームワーク（※2）については、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」）から環境省の「インパクトファイナンスの基本的考え方」に適合する旨の意見書を取得しています（※3）。

加えて、自然資本は統一された測定手法や明確な目標が無いことから、グローバルな目線も取り入れた商品設計とすべく、本商品は自然資本に関するインパクト創出の考え方について、国連開発計画（以下、UNDP）の専門家の助言を受けて開発しました。

〈みずほ〉は、日本をはじめとしたアジア、ひいてはグローバルでの社会課題の解決と経済/企業価値の両立を目指すインパクトビジネスの取組拡大を目的に、2024 年 10 月に UNDP と業務提携を締結しています（※4）。

〈UNDP からのコメント〉

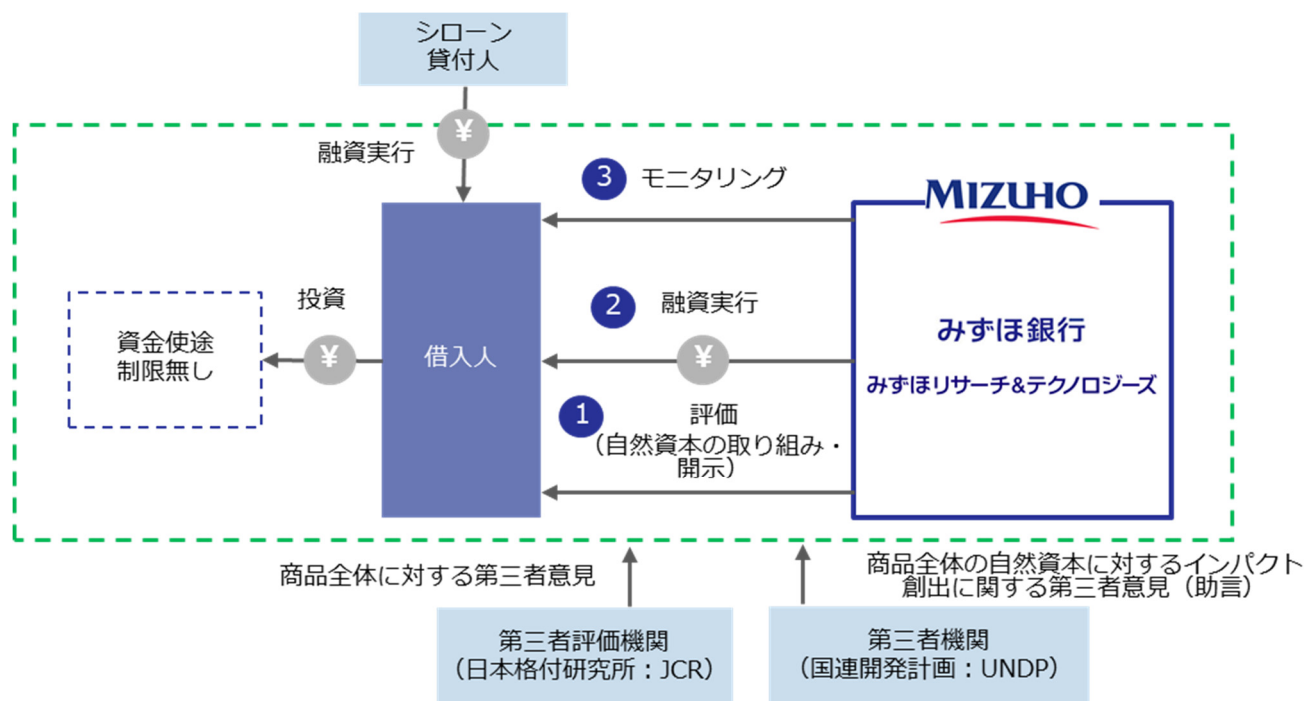
（原文）

This engagement between UNDP and Mizuho is part of their strategic partnership that was signed in October 2024. In conceptualizing the initial evaluation framework, Mizuho consulted with experts from both the Nature Hub and the Sustainable Finance Hub of UNDP, leveraging UNDP's expertise in sustainable finance, impact investment, and nature capital.

（日本語訳）

今回の UNDP と 〈みずほ〉 の取り組みは、2024 年 10 月に締結された戦略的パートナー

シップの一環です。〈みずほ〉は、評価フレームワークの構想にあたり、UNDP の「ネイチャー・ハブ」と「サステナブルファイナンス・ハブ」の専門家と協議を重ね、UNDP が保有するサステナブルファイナンスやインパクト投資、自然資本に関する専門知識を活用しました。



＜「Mizuho 自然資本インパクトファイナンス」のスキーム図＞

自然資本は、社会・経済活動の基盤であり、企業はそれらの活用等により新たな価値創造の機会を得られると同時に、自然資本の喪失・劣化等による事業継続のリスクも抱えています。そのような中、気候変動と同様に取り組むべき課題として注目が高まっており、国内企業においても TNFD（※5）に沿った自然資本と事業活動に関する情報開示が進んでいます。一方で、各イニシアティブも現状発展途上であり、自然資本と事業活動の関係性を定量的に評価できる統一的な指標が確立されていない中、各企業が自社の自然資本への取り組み状況を相対的に把握し、さらなる取り組みに繋げていけるよう、本商品を開発しました。

〈みずほ〉は、気候変動と密接に関連する自然資本の保全・回復を重要課題の一つに掲げており、各企業の自然資本に関する取り組みへの貢献を通じたインパクトの創出は、お客さまの中長期的な企業価値向上につながると考えています。本商品の提供を通じ、継続的なエンゲージメント（建設的な対話）を行うことで、国内企業におけるネイチャーポジティブ経営の取り組みの普及・促進に貢献し、お客さまとともにインパクトの創出と収益の創出の好循環を実現することで、社会・環境課題の解決と企業価値の向上の実現を目指します（※6）。

【「Mizuho 自然資本インパクトファイナンス」商品概要】

名称	Mizuho 自然資本インパクトファイナンス
取扱開始日	2025 年 2 月 26 日
想定される本商品の対象企業	◆ ネイチャーポジティブ経営へコミットし、取り組みを進めようとしている企業 ◆ TNFD 等に基づく情報開示について対応予定、対応中、対応済みの企業
評価手法	◆ みずほリサーチ&テクノロジーズが開発した基準に基づき、TNFD 等の自然資本関連の枠組みやガイドライン等を参考に自然資本の取り組み及び開示状況について、S, A+, A, B, 無の 5 段階で各企業のネイチャーポジティブ経営の取り組み状況について評価を実施 ◆ なお、「Mizuho 自然資本インパクトファイナンス」は、B 以上の評価を取得した企業等に提供可能
KPI の設定	◆ 評価段階に応じて、自然資本に関連する定量・定性的な KPI を設定
第三者意見書（※3）	◆ 環境省の「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」に適合する旨の意見書を JCR から取得
助言	◆ 自然資本に関するインパクト創出について UNDP から助言を受けて開発
モニタリング	◆ 融資契約時点の評価に応じて設定した KPI について、融資期間中、毎年進捗結果を確認 ◆ 融資契約時点だけではなく、一定の期間、毎年企業の取り組みを評価し、評価レポートを還元
その他	◆ 自然資本は様々な事象に関連することから自然資本に関連する取り組みや影響も考慮

（2025 年 2 月 28 日現在）

(※1) ネイチャーポジティブ経営

環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で策定されている「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」によると、「自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置づける経営」と定義される。

(※2) フレームワーク

https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/sustainability/natural_capital/pdf/framework.pdf

(※3) 株式会社日本格付研究所のウェブサイト

<https://www.jcr.co.jp/greenfinance/>

(※4) 2024 年 10 月 10 日付ニュースリリース

国連開発計画（UNDP）とのインパクトビジネスの取組拡大に向けた業務提携について

https://www.mizuho-fg.co.jp/release/pdf/20241010release_jp.pdf

(※5) Taskforce on Nature-related Financial Disclosures（自然資本関連財務情報開示タスクフォース）

Global Canopy、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、世界自然保護基金（WWF）の 4 団体により 2020 年 7 月より非公式に発足され、金融機関、規制当局、企業などの参加を経て 2021 年 6 月に正式に発足した、企業や金融機関が自然資本や生物多様性に関するリスクや機会を評価・開示するための枠組みを構築する国際的なイニシアティブ。

(※6) 2024年5月14日付ニュースリリース

「インパクトビジネスの羅針盤」の公表について

https://www.mizuho-fg.co.jp/release/20240514release_jp.html

以 上



Mizuho 自然資本インパクトファイナンス ～評価フレームワーク～

2025 年 2 月

株式会社みずほ銀行
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

目次

1. はじめに	- 4 -
1.1 はじめに	- 4 -
1.2 外部環境	- 4 -
1.3 〈みずほ〉のサステナビリティ	- 5 -
1.4 本商品開発の背景及び本評価フレームワークの位置づけ	- 7 -
2. Mizuho 自然資本インパクトファイナンスの概要	- 10 -
2.1 商品の全体像	- 10 -
2.2 評価報告に記載すべき内容	- 10 -
2.3 ネイチャーポジティブに資する取組の評価の観点	- 11 -
3. 対象企業の自然資本に関する総合的分析	- 13 -
3.1 総合的分析の基本的な考え方	- 13 -
3.2 インパクト分析	- 14 -
3.3 ENCORE 分析	- 14 -
4. Action	- 16 -
4.1 「Action」の基本的な考え方	- 16 -
4.2 「Action」の評価項目	- 17 -
5. High Goal	- 19 -
5.1 「High Goal」の基本的な考え方	- 19 -
5.2 「High Goal」の評価項目	- 20 -
6. 評価実施フロー	- 25 -
6.1 評価に関わる組織（詳細）	- 25 -
6.2 評価フロー	- 26 -
7. 〈みずほ〉としてのモニタリング方針	- 28 -
7.1 取組方針	- 28 -
7.2 モニタリング体制	- 28 -
7.3 情報開示	- 29 -

＜図表目次＞

【表目次】

表 2-2	推奨する取組の事例.....	- 12 -
表 3-1	ENCORE 分析の 3 つの切り口.....	- 15 -
表 4-1	段階別のネイチャーポジティブに資する取組の例	- 18 -
表 5-1	TNFD における開示項目	- 20 -
表 5-2	TNFD 「ガバナンス」開示推奨項目	- 21 -
表 5-3	TNFD 「戦略」開示推奨項目.....	- 21 -
表 5-4	TNFD 「リスクとインパクトの管理」 開示推奨項目.....	- 22 -
表 5-5	TNFD 「測定指標とターゲット」 開示推奨項目	- 23 -
表 5-6	TNFD 「コア・グローバル開示指標」と MNC-IF における KPI 設定例.....	- 24 -
表 6-1	評価フレームワーク策定に関わる組織	- 25 -
表 7-1	モニタリング実施内容	- 28 -

【図目次】

図 1-1	みずほフィナンシャルグループの掲げるマテリアリティ	- 5 -
図 1-2	みずほにおけるサステナビリティ取組の全体感.....	- 6 -
図 1-3	〈みずほ〉の融資ポートフォリオと自然資本の関係性の可視化（LEAP アプローチ分析）- 7 -	- 7 -
図 2-1	本商品の全体像.....	- 10 -
図 2-2	SBT における AR3T フレームワーク	- 11 -
図 3-1	インパクトレーダー	- 13 -
図 3-2	UNEP FI を用いたインパクト分析結果例	- 14 -
図 3-3	ENCORE 分析の結果還元イメージ.....	- 15 -
図 4-1	ネイチャーポジティブ経営の基本プロセス	- 16 -
図 5-1	LEAP アプローチ	- 19 -
図 6-1	評価体制図.....	- 25 -
図 6-2	評価フロー.....	- 27 -
図 7-1	モニタリング体制	- 28 -

1. はじめに

1.1 はじめに

2015 年 9 月 25 日の国連総会の中で、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）として 17 の目標と 169 のターゲット（達成基準）が示された。SDGs が目指す 2030 年の持続可能な社会の実現に向けた国際社会全体での様々な取組の中で、自然資本は気候変動と同様に取り組むべき課題としてグローバル共通の認識となっている。自然資本は、例えば、直接的に自然生態系の健康・持続可能性に繋がるような項目（SDG2,6,14,15）と関係する。これに加えて、自然資本は農業・漁業・林業セクターと密接に関連しており、貧困を減らし、経済成長を促進し、気候変動問題を解決するためにも重要な役割を果たしている。したがって、自然資本を持続可能な形で保護・管理することは、SDGs の達成に向けても不可欠な要素である。

自然資本は、「組み合わさることで人々に便益をもたらす、植物、動物、空気、水、土壌、鉱物などの再生可能および非再生可能な自然資源のストック」（Capitals Coalition（2016））と定義されている。生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental Science-Policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services: IPBES）が 2019 年に公表した地球規模評価報告書では、地球温暖化に加え、生物多様性の損失が喫緊の課題とされ、生物多様性の劣化の要因が「土地と海の利用の変化」、「生物の直接採取（漁獲、狩猟含む）」、「気候変動」、「汚染」、「外来種の侵入」の 5 つの観点で整理された。世界経済フォーラムによると、世界の総 GDP の半分以上は自然環境に依存していると¹されており、これら 5 つの要因を緩和するために企業における取組が必要とされる。

企業活動は、国内外の自然資本に依存しているとともに、また大きな影響を与えている。自然資本は経済・社会の基盤であり、企業は自然資本の活用等により新たな価値創造の機会を得ることも可能であるが、同時に危機に瀕している自然資本による事業継続のリスクも抱えている。

ミッションの達成に向け自然資本を保全するには、企業の自然資本との接点を明らかにしながら、ネガティブインパクトの適切な緩和・管理の上、企業のネイチャーポジティブへの取組を段階的に進めていくことが必要である。

1.2 外部環境

国際社会においては、2021 年 6 月の G7 サミットでの「G7 2030 年自然協約（G7 Nature Compact）」のほか、2022 年 12 月の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、2030 年までの世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」が採択され、2030 年までのミッションとして「生物多様性の損失を止め反転させる」すなわち「ネイチャーポジティブ（自然再興）」が掲げられた。

日本では、2030 年までのミッションの達成を目的として、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定、2024 年 3 月 29 日に環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の 4 省庁連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が公表され、ネイチャーポジティブに向けた政策への

¹ <https://www.weforum.org/press/2020/01/half-of-world-s-gdp-moderately-or-highly-dependent-on-nature-says-new-report/>

注目が集まっている。

企業では、事業活動の自然資本への「依存」と「影響」を明らかにし、それによる事業活動のリスクと機会を評価するための情報開示や目標設定を促すイニシアチブが様々な設定されている。一例として、TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）やSBTN（Science Based Target for Nature）が挙げられる。日本国内においても既にTNFDに沿った自然資本と事業活動に関する情報開示が試みられ、自然資本分野における企業の情報開示や目標設定が模索されている段階にある。また、自然資本と事業活動の関連性の評価においては、気候変動分野におけるGHG排出量のように、定量評価指標が定まっておらず、多岐に亘る自然資本のストックを回復させるための取組の評価にあたっても、共通的な指標が検討されている途中である。

1.3 〈みずほ〉のサステナビリティ

〈みずほ〉では、環境の保全及び内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献し、当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を目指すべく、6つのマテリアリティを設定している。このマテリアリティの1つが「環境・社会」であり、お客さまとともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現することを重視している。

ステークホルダー	マテリアリティ（目指す姿・状態）	マテリアリティ選定理由（〈みずほ〉にとってのリスクと機会）
個人 お客さま	少子高齢化と健康・長寿 人生100年時代の一人ひとりに応じた安心・安全・便利	- 少子高齢化等の社会の変化は、〈みずほ〉の事業基盤である個人のお客さま層の変化でもあり、事業基盤を築き上げるリスク。 - 一方で、個人資産形成・運用・承継や利便性追求を通じて、社会課題解決と事業基盤拡大を通じた〈みずほ〉の企業価値向上の機会となる。
法人 お客さま	産業発展とイノベーション 産業・事業の発展を支え、グローバルに新たな価値を創造	- 産業・事業構造転換等への対応の遅れは、〈みずほ〉の事業基盤である法人のお客さまや社会の持続可能性を脅かすリスク。 - 変化を先取りし、お客さまや社会の持続的な発展に貢献することで、社会課題解決と変わりゆく競争環境のなかでの優位性獲得の機会となる。
経済・社会 お客さま	健全な経済成長 環境変化に対応する金融インフラ機能の発揮を通じた経済発展への貢献	- 経済や金融市場の環境変化は、〈みずほ〉の事業活動に影響を及ぼす。 - 健全な経済成長に貢献し、そのなかで役割を発揮することで、〈みずほ〉にとって持続的な事業機会拡大と間接的には事業環境の安定となり得る。
環境・社会 お客さま	環境・社会 お客さまとともに環境の保全をはじめとする社会の持続的な発展を実現	〈みずほ〉の事業活動の根本的な土台である経済や環境を含む社会がサステナブルであることが、〈みずほ〉の持続可能性の本筋。 - 一方で、環境・社会のサステナビリティ実現に向けた支援は、〈みずほ〉の事業機会そのものにもなり得る。
社員 お客さま	人材 自律的な企業文化のもと多様な社員が活躍し、お客さま・社会とともに成長	- 人材が確保できないことは、〈みずほ〉の事業継続へのリスク。 - 会社と社員がともに自律的な企業風土を醸成し、多様な人材が活躍することが、社会価値創出と〈みずほ〉の企業価値向上の機会となる。
ガバナンス お客さま	ガバナンス お客さま・社会に貢献するための強固な企業統治と安定的な業務運営	- ガバナンス不全による行政処分や社会的信用失墜は、〈みずほ〉の存続、事業継続、戦略実行に対するリスク。 - 一方で、ガバナンスに裏打ちされた安定的な業務運営は、成長戦略とそれを支える経営基盤、〈みずほ〉のすべての土台を支える。

図 1-1 みずほフィナンシャルグループの掲げるマテリアリティ
（出所）みずほフィナンシャルグループ、統合報告書（ディスクロージャー誌）2024 より抜粋

サステナブルな社会・経済の実現にあたっては、気候変動対応、自然資本の保全、循環型社会の実現、人権の尊重とそれぞれの課題が相互に関連しており、これらの関連性を意識しながら取組を進めていくことが必要であると考えている。このうち、「自然資本の保全」は気候変動と密接に関わることから、金融機関としてリスクと機会の両面から取り組むべき重要な課題である。

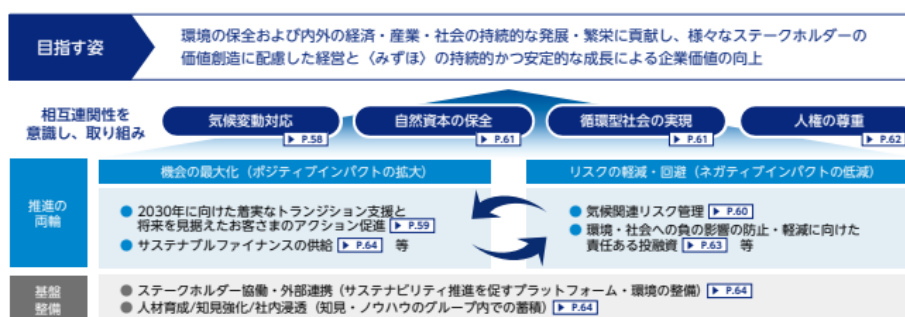


図 1-2 みずほにおけるサステナビリティ取組の全体感

(出所) みずほフィナンシャルグループ、統合報告書（ディスクロージャー誌）2024 より抜粋

〈みずほ〉では、自然資本に対するポジティブインパクトの拡大、ネガティブインパクトの低減という観点から、お客さまの取組を金融・非金融の両面から支援してきており、資金の流れを自然に良い影響をもたらす「ネイチャーポジティブ」へ転換するという TNFD の目標を支持し、2022 年 3 月に TNFD フォーラムに参画するとともに、2024 年 6 月に「気候・自然関連レポート 2024¹⁾」を発行した。本レポートでは、自然資本に関する〈みずほ〉の機会・リスクの認識や、お客さまのネイチャーポジティブ経済への移行に向けた支援による〈みずほ〉の機会獲得、自然資本への負の影響を防止・軽減するリスク管理の取組等について開示している。

〈みずほ〉は自社の直接操業と取引先への投融資をはじめとした金融活動を通じて、自然資本に依存するとともに、影響を与えており、そこから生じるリスクと機会に晒されている。リスクの低減にあたっては、環境・社会に対するリスク管理の枠組みの中で、投融資を通じた自然資本への負の影響の防止・軽減に取り組んでいる。「環境方針²⁾」「環境・社会に配慮した投融資の取組方針³⁾」を策定・運用するとともに、エクセラター原則を適用するなど、自然資本を含む環境・社会への負の影響の防止・軽減に取り組んでいる。

既に実施した融資ポートフォリオに関する分析では、〈みずほ〉における重要な自然資本は「水」と「生物多様性」と特定し、水と生物多様性への依存・影響が大きいセクターとして、化学、自動車、不動産、一般卸売・小売、石油・ガス（採掘）を特定している。

1 https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/mizuhocsr/report/pdf/climate_nature_browsing_2024.pdf

2 https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/policy/environmental_policy.html

3 本方針の概要については、下記リンクに記載されている。

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/pdf/environment.pdf>

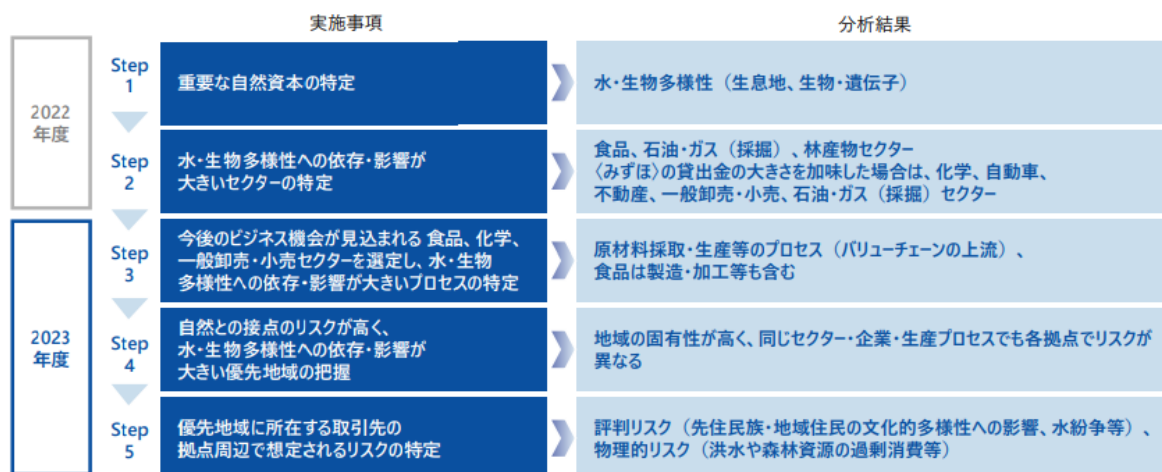


図 1-3 〈みずほ〉の融資ポートフォリオと自然資本の関係性の可視化（LEAP アプローチ分析）
（出所）みずほフィナンシャルグループ「気候・自然関連 レポート 2024」

こうした分析結果を踏まえた上で、本商品では、幅広いセクターに対し、ネイチャーポジティブに資金の流れを変えるための支援を進めていくことを考えている。

1.4 本商品開発の背景及び本評価フレームワークの位置づけ

1.4.1 本商品が目指す意図

Mizuho 自然資本インパクトファイナンス（以下、「MNC-IF」と言う。）は、「インパクトファイナンス」に分類される。「インパクトファイナンス」は、環境・社会課題が多様化するなかで、サステナブルファイナンス領域の1つとして、投融資における適切なリスク・リターンを確保しつつ、環境、社会、経済へのインパクトを追求するもの。

前述の通り、〈みずほ〉は既に、重要な自然資本や融資ポートフォリオ上、当該自然資本との関係性が深いセクターを特定しているが、本商品に関しては、同セクターのみに関わらず、より幅広い企業が自社の事業の位置づけを認識し、ネガティブインパクトを適切に緩和・管理し、ポジティブインパクトを創出することへの支援を目指している。これを踏まえ、2つのランク及び4段階の格付の付与を設定した。

MNC-IF の評価においては、「自然資本」に関連するインパクトに特に焦点をあて、インパクト評価を実施する。インパクト評価を通じて、企業活動から生じ得るネガティブインパクトを特定し、緩和・管理に向けた対策を確認した上で、一層の緩和・管理推進を促すと共に、更には、自然資本に関するポジティブインパクトを特定し、創出に向けた計画や指標等の策定を促す。また、ファイナンス実行後の継続的なインパクトの発現を期待して、融資期間中、取組状況についてモニタリングを実施する。

1.4.2 本商品における対象企業の判断基準

MNC-IF ではその対象企業を、〈みずほ〉の「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」(以下、投融資方針)に準ずるものとする。投融資方針で定めているセクター横断的に投融資等を禁止する対象は評価対象外とし、セクター横断的に投融資等に留意が必要な対象ならびに移行リスクセクター及び特定セクターに対する取組方針に該当する場合は、それらの認識すべきリスクを踏まえ、リスクの低減・回避に向け取引先の対応状況の確認などを実施した上で評価実施の可否について判断する。

環境・社会に配慮した投融資の取組方針の概要は、以下を参照する。

<https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/pdf/environment.pdf>

1.4.3 本評価フレームワークの関係主体

本評価フレームワークは、MNC-IF の考え方及びインパクト評価方法について示すことを目的として作成したものである。MNC-IF は、みずほ銀行 (BK) が所管するサステナブルファイナンス商品の 1 つであり、対象企業が BK を貸付人もしくはアレンジャーとして資金を調達する際に、みずほリサーチ&テクノロジーズ (RT) の本評価フレームワークに基づいたインパクト評価を踏まえた KPI を設定し、融資期間を通じて当該 KPI に対する取組状況を報告、BK 単独もしくは RT との 2 者にてモニタリングを受けるものである。

したがって、本評価フレームワークは、主には RT が対象企業のインパクト評価をする際に参照される。なお、社会の変化や評価手法の発展等に伴い、本評価フレームワークを随時見直し、適宜更新を行う。

関係主体は以下の 2 者である。

株式会社みずほ銀行 (BK)

…みずほフィナンシャルグループの一員。銀行業務を担う

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 (RT)

…みずほフィナンシャルグループの一員。IT・コンサルティングを担う

1.4.4 本評価フレームワークが参照する国内外ガイドライン

MNC-IF は、環境省による「インパクトファイナンスの基本的考え方」(2020 年 7 月) 1に整合しており、MNC-IF におけるインパクト評価の流れは当該文書で示されている「個別の投資におけるインパクトファイナンスの基本的流れ」に沿うものである。

当該文書は、インパクトファイナンスを主流化していくために、日本の個別大手金融機関・機関投資家・サービスプロバイダー等における実践を促進することを目的に作成されたものである。

加えて、MNC-IF は GBF が掲げる「2030 年までに生物多様性の損失を止め、反転させる」というミッションの達成に向け、資金を投入することで、GBF で設定されている生物多様性分野の取

¹ インパクトファイナンスの基本的考え方は、UNEP FI の「ポジティブインパクト金融原則」(2017) や「モデルフレームワーク：資金用途を限定しない事業会社向けの投融資」(2018)、インパクト・マネジメント・プロジェクト (IMP) によるインパクト評価、国際金融公社 (IFC) の「インパクト投資の運用原則」(2019) 等を総合的に整理したものであり、これらの原則とも参照するように配慮している。

組に関する各種 Target の達成に資する企業の取組を間接的に支援し、また TNFD v1.0 が要求する開示への整合を支援する。本評価フレームワークは、GBF の Target15「ビジネスの影響評価・開示」、Target 19「資金の動員」にあたるものである。

MNC-IF は、GBF における各種 Target 達成に資する取組の推進を目的とする。また、MNC-IF は、TNFD v1.0 が求める「自然関連の依存と影響、リスクと機会」に関するガバナンス、戦略、リスクと影響の管理、指標と目標についての開示に整合するものである。本アプローチは、自然資本関連インパクトの特定と評価に関する TNFD の追加ガイダンス（LEAP アプローチ）や金融機関向けの追加ガイダンスなど、TNFD の勧告に沿ったもの。

【参考情報】

なお、運用に際しては、必要に応じて関連イニシアチブの生物多様性に関する優良事例等の公表資料を適宜参照することとする。

- [Aligning Accounting Approaches for Nature for biodiversity measurement and valuation for corporates](#)
- [Partnership for Biodiversity Accounting Financials Standards](#)
- [Biodiversity Footprint for Financials for banking to calculate biodiversity exposure](#)

2. Mizuho 自然資本インパクトファインランスの概要

2.1 商品の全体像

図 2-1 に本商品の構成の概要を示す。

MNC-IF は、「Action」、「High Goal」の 2 つのランクから構成される。Action はクラス B の 1 段階評価、High Goal はクラス A、クラス A+、クラス S の 3 段階評価である。

本商品評価プロセス内では、どの商品ランクにも共通する項目として、総合的分析（企業のインパクト分析及び ENCORE 分析）を実施する。これにより自然資本に対する当該企業の依存及び影響の分析を実施し、分析結果を踏まえた取組を対象企業が実施するよう適切にエンゲージメントを図ることとする。

共通実施項目である総合的分析に加え、ランク個別の評価事項については、それぞれ本紙の以下頁にて言及する。

- Action …… 16 - 頁
- High Goal …… 19 - 頁

商品 ランク	格付	想定ターゲット	目指すゴール	要件		
				総合的 分析	TNFD 開示対応	KPI設定
Action	B	ネイチャーポジティブ経営への取組を進めようとしている企業（一定の組織的意思決定がなされている企業）であって、既に自然資本の取組を実施している先	自然資本と本業の関係認識を深めた上で、推進・管理体制の構築と戦略・計画策定により、既存の自然資本の取組の高度化および本件を起点とした取組開始を企図（従来以上のポジティブインパクトの創出・拡大、ネガティブインパクトの適切な緩和・管理を企図）	✓		- 経営体制の構築 - 自然資本に関する戦略・計画の策定 - 推進体制の構築、戦略・計画策定済の場合、戦略・計画で定めた指標の設定
High Goal	A			✓	✓	業態に合わせた指標と目標の設定もしくはTNFDと整合する指標と目標の設定 —指標の整理を実施しており、現状を把握している
	A+	ネイチャーポジティブ経営に向け、取組の実践と開示を先進的に取り組む企業（プライム上場企業等を中心に中堅中小企業も含む）	TNFD等自然資本に関連する開示の高度化、自然資本に関連する活動のPDCAの循環と、戦略・目標の着実な進捗支援によるポジティブインパクトの創出・拡大、ネガティブインパクトの適切な緩和・管理・軽減・回避を企図	✓	✓	業態に合わせた指標と目標の設定もしくはTNFDと整合する指標と目標の設定 —セクター別ガイダンス等に基づき、重要領域に対する定量KPIを設定・開示
	S			✓	✓	業態に合わせた指標と目標の設定もしくはTNFDと整合する指標と目標の設定 —コアグローバル指標の開示

図 2-1 本商品の全体像

2.2 評価報告に記載すべき内容

評価報告においては、付与する格付と共に、各評価項目に対する当該評価の根拠について、取りまとめ、対象企業に対して還元を実施する。

2.3 ネイチャーポジティブに資する取組の評価の観点

企業の自然資本に対する損失を低減し、生態系を回復させる活動の段階は、ミティゲーション・フレームワークの考え方で整理されている。SBTN が公表している AR3T フレームワークにおいては、以下のとおり回避、軽減、復元・再生の3段階で整理されている。

本評価フレームワークにおいては、この考え方に従い、まずは回避・軽減のプロセスを構築することを強く推奨する。更には、その土台のうえで取組を発展させ、「リジェネラティブ活動」を適切に実施することを強く推奨する。



図 2-2 SBTにおけるAR3T フレームワーク

(出所) SBTN ウェブサイト (<https://sciencebasedtargetsnetwork.org/companies/take-action/act/>)

上記を踏まえ、本評価フレームワークにおいて評価対象となる活動の考え方は、以下のとおりとする。

- ・ 生態系に対する影響を回避、軽減、あるいは復元・再生する活動
- ・ 原則として、企業の事業活動と直接的に関係する活動に限定
- ・ ただし、寄付や森林クレジット購入等の間接的な活動であったとしても、生態系再生に直接寄与し、取組の貢献量を明確に確認できる場合には認めることがある

表 2-1 推奨する取組の事例

AR3T 分類	取組例
Avoid 回避	・ 直接事業とサプライチェーンにおける自然土地の転換ゼロ ・ 重要な自然生息地及び高保存価値地域の保護 ・ 違法伐採の回避 ・ 持続不可能または違法に収穫された水産物やその他の海洋資源のサプライチェーンからの排除 ・ リサイクル水の活用、処理水の利用 ・ 節水等の行動や、技術の採用による水使用の効率化 ・ 水質汚染、排水、流出の回避 ・ 残留性有機汚染物質や、多様性に悪影響を及ぼすことが実証されている化学物質の不使用 ・ センシティブな生態系や限られた資源からの取水の回避 ・ 侵入外来種の管理
Reduce 軽減	・ 再生農業のベスト・マネージメント・プラクティスの推進・導入による栄養塩流出の削減 ・ 水効率の高い農業の実践：不耕起栽培、灌漑システムの改善、作物転換、雨水利用 ・ 農業における土地、肥料、農薬の効率利用 ・ 保全型農業の実践：間作、被覆作物モザイク ・ 農地フットプリントの削減 ・ 農耕地管理の改善（例：ブラシコントロール、作物残渣管理、等高線耕作、被覆作物、地被植物管理、改善された休耕地、再植生） ・ 放牧地管理の改善（例：樹木植え付け、処方放牧） ・ 家畜管理の改善（例：アグロパストラル、アグロシルボパストラル、シルボパストラル、自然牧草地、多年生牧草及び穀物、シルボパストラル集約、代替飼料） ・ 土壌浸食の削減（例：植生バッファの植え付け、保全耕作、ノータイル耕作、ストリップ耕作、進行または急な段々畑） ・ アグロフォレストリーの実施（例：天水農業、穀物主導の農業、後背地農業、シェードコーヒー、氾濫原、改善されたミルパ、灌漑、樹木を伴う多年生作物、ケスンガルシステム、主食穀物のアレイ農業）
Restore and Regenerate 復元・再生	・ 耕作地の生態学的生産性の向上：環境農業、森林放牧、アグロフォレストリー、境界植栽、エコロジカルコリドー ・ 持続可能な方法で既存プランテーションの再生（例：一年生作物、アグロフォレストリー、商業用樹木、竹、エンリッチメントストリップ、オープンフィールド、リニューアルコーヒー、多年生作物と樹木、延長ローテーションシステム、家畜地域外の木材） ・ 伐採され荒廃した土地の生態学的回復の支援 ・ 湿地の回復 ・ 森林景観の回復の支援：森林再生、植林、リハビリテーション、過去の転換の修復 ・ 土壌の健康改善（例：基質の安定化、土壌保全、稲わら管理、肥沃度管理、マルチング） ・ 土壌有機炭素含有量の増加（例：収穫残渣やバイオ炭を通じて有機物を投入） ・ 在来植生または花粉媒介生物の生息地による景観の回復（例：自然再生、ハビタットの断片化、在来植生、保護林、道路沿いの樹木、バッファゾーン、野生生物回廊） ・ 流域または水辺／湿地帯の緩衝地帯に沿って、水質と水量を改善するために在来植生の回復。 ・ 淡水システムの回復、環境流の回復、河川を含む生息地の再接続、植物生息地の回復 ・ 劣化した農業景観を再生するために再生農業の実施 ・ 水質及び水量の目標を達成するための処理湿地または藻類フィルターの構築

（出所）SBTN, “Company Response options for the first release of SBTs for Nature” 及び Interactive Action Framework 等を基に作成

（注）なお、本事例は一部であるとともに、資料等を参照しながら適宜見直すこととする。（例：TNFD バリュチェーンガイドス）

3.2 インパクト分析

インパクト分析については、UNEP FI による 2022 年改訂版のインパクトレーダーに基づき、提供されているコーポレートインパクト分析ツールを用いて分析を実施する。

対象企業の業種・事業展開先国に基づきインパクト分析を実施し、本業において深刻なネガティブインパクトが発生していないか、また、発生している場合その対策は十分になされているか対象企業に対して確認を実施する。

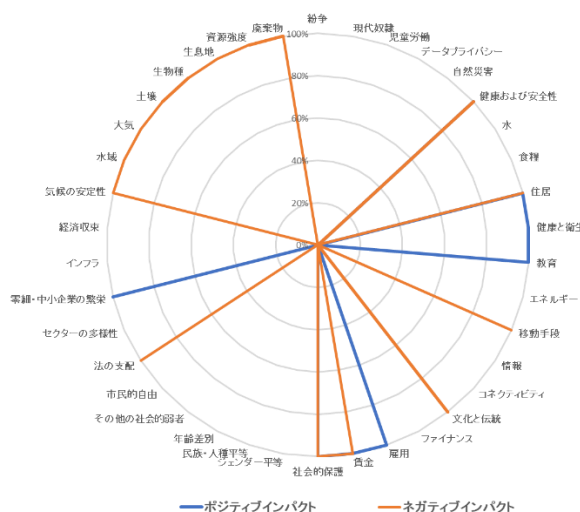


図 3-2 UNEP FI を用いたインパクト分析結果例

(出所) UNEP FI コーポレート分析ツールを用いて作成

3.3 ENCORE 分析

ENCORE は、金融機関のネットワーク「自然資本金融同盟」と、国連環境計画世界自然保全モニタリングセンター (UNEP-WCSC) などが共同で開発したツールであり、同ツールは TNFD Tools Catalogue¹で紹介されている。ENCORE は、投融資先企業が自然資本に与える機会やリスクを金融機関が評価するのに使うツールであり、幅広いセクター・業種の企業が自然へ与える影響や依存度を容易に把握できるのが特徴である。

本分析においては、企業の事業活動が自然資本へ与える影響・依存の関係性を分析することを目的とする。ENCORE では、セクター、サブ産業で絞り込み、生産プロセスごとに自然にどの程度依存しインパクトを与えているかを 3 つの切り口から確認することが可能であり、マテリアリティ（重要度）は、Very high、High、Medium、Low、Very low の 5 段階で表示される。ENCORE 分析を実施後、企業が既に分析を実施している場合には、企業が自身で実施した分析結果と本評価フレームワークに基づいて実施した分析結果を比較・確認し、必要に応じてヒアリングを実施する。企業が、同分析を実施していない場合には結果を提示することで状況認識を促す。

¹ <https://tnfd.global/guidance/tools-catalogue/>

表 3-1 ENCORE 分析の 3 つの切り口

依存 (Dependencies)	サブ産業または生産プロセスを選択することで、どの生態系サービスにどの程度依存しているかを把握することができる（※生態系サービスは ENCORE 上で 21 種類に分類されている）	
インパクト (Impact)	サブ産業または生産プロセスを選択することで、どのインパクトドライバーによりどの程度のインパクトを与えているか把握することができる（※インパクトドライバーは ENCORE 上では 11 種類に分類されている）	
自然資本 (Assets)	サブ産業または生産プロセスを選択することで、各自然資本に対し、関連する生態系サービスとインパクトドライバーの数を把握することができる（※自然資本は ENCORE 上では 8 種類に分類されている）	

（出所）環境省，自然関連財務情報開示のためのワークショップ《ベーシック編》

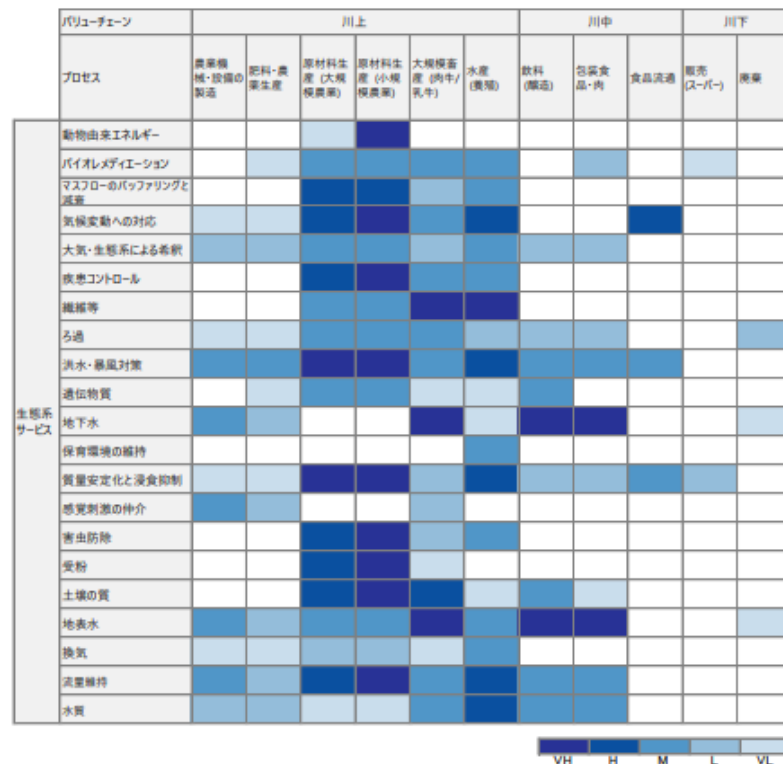


図 3-3 ENCORE 分析の結果還元イメージ

（出所）みずほフィナンシャルグループ「気候・自然関連レポート 2024」

4. Action

4.1 「Action」の基本的な考え方

4.1.1 「Action」の目的・意図

「Action」では、下図で示すとおりネイチャーポジティブ経営の実践に向けた経営体制の構築を目指している。現時点では体制の構築中であっても、将来的にネイチャーポジティブ経営が実現可能となるような行動を促すことを目指している。

その行動のプロセスとして、まず、融資実行段階では、自然資本と本業の関係性を評価し、認識すること、次にその状況を変化させるための戦略や計画を検討すること、そして、それを実現する体制を構築することを目指す。次に、融資期間中に、対象企業は計画を実践し、毎年、計画に対する進捗を確認する。必要に応じて改善策を検討し、戦略・計画を改善していく。

〈みずほ〉では、このポジティブ・フィードバックループによりネイチャーポジティブ経営の実践についてエンゲージしていくことを目指す。なお、本基本プロセスは「High Goal」等のプロセスにおいても共通の基本プロセスである。

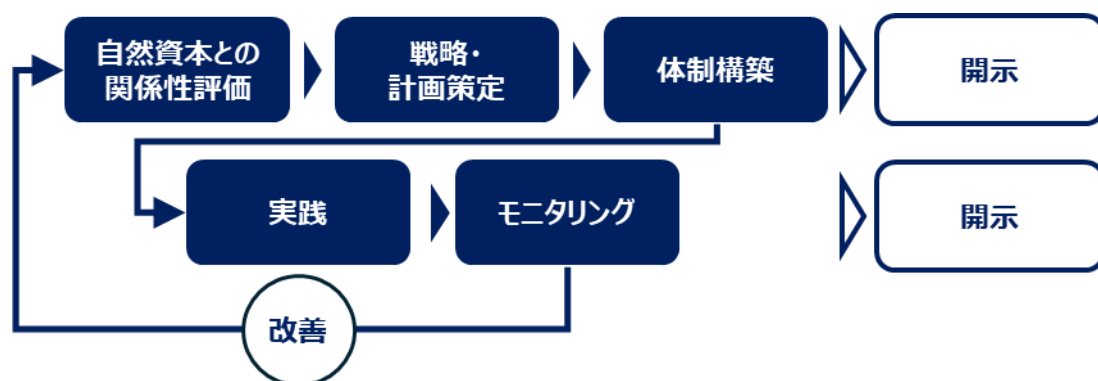


図 4-1 ネイチャーポジティブ経営の基本プロセス

4.1.2 対象企業

前述のとおり「Action」は、ネイチャーポジティブ経営への取組を進めようとしている企業へのエンゲージメント強化を目的としている。また、日本企業では植林などの活動をボランティアやCSRの一環として実施している企業が多いが、それらの活動をより戦略的・計画的な取組に高度化させ自然資本におけるインパクト創出向上を企図する。

従って、「Action」は現時点ではTNFD開示に至っていない企業が主な対象となるが、自然資本に関連する活動の実施について何らかの組織的な意思決定がなされている企業を対象とする。

「Action」では、これからネイチャーポジティブへのトランジション、または貢献を目指す企業を支援することが基本コンセプトである。過度に厳しい基準を設けることは取組を推進しようとする企業のネイチャーポジティブへのトランジションを阻害するリスクもある。そのため、「Action」では、企業の取組自体がいかに自然資本と関わりがあるかを認識、ネイチャーポジティブへの取組を組織的な活動に変化させ、経営へ取り込み、ネイチャーポジティブの実現に向けた活動計画作成を促せるかを重視する。既に、組織的にネイチャーポジティブの実現に向けた活動が出来ている企業は、実効性を高めることを重視する。

4.2 「Action」の評価項目

4.2.1 「Action」における格付

「Action」では、格付を「クラス B」の 1 種類の設定とする。本格付における条件は、対象企業が自然資本との関連性を認識し、取組の推進体制構築と戦略・計画策定の実施と開示に取り組むことである。

なお、分析は「3. 対象企業の自然資本に関する総合的分析」に記載事項のとおり実施することで、本業による依存・影響が大きい自然資本のアセットヘアプローチする効果的な戦略・計画の立案を促す。

4.2.2 ネイチャーポジティブに関連する戦略・計画の作成支援

「Action」では対象企業が融資期間中に戦略・計画を作成する支援を行うことで、中長期的にネイチャーポジティブに関連する取組の基盤を整えると共に取組の実効性を高めることを目指す。

対象企業は、自然資本との関連性を認識したうえで、本業との関係性が比較的高い項目について戦略・計画作成を実施することが望ましい。

したがって対象企業の本業関連性が高い項目の検討にあたっては、まずは総合的分析の結果を踏まえ、自然資本との関連性評価を踏まえた内容となることを求める。

具体的な施策の検討として、「表 4-1 段階別のネイチャーポジティブに資する取組の例」で一般的な内容を記載する。ただし、実際にはセクターによっても望ましい項目が異なるため、実施内容例の推奨にあたっては、関連するガイドライン（SBTN セクター別ガイダンス、TNFD 追加セクターガイダンス等）を適宜参照し対象企業が取るべき施策を判断する。

また、ネイチャーポジティブを推進する体制の構築も重要な要素の 1 つである。自然資本に関する企業内の体制構築状況について、例えば ISO14001 取得企業であれば、ISO の管理プロセスに従い、自然資本の管理を実施することや、取締役会等での意思決定、適切な経営管理を実施できる体制が融資期間中に構築されることを確認する。合わせて、融資期間中に管理体制について構築することを宣言・開示するよう働きかける。

Action においては、戦略・計画を有していない場合には、融資期間中に戦略・計画を作成することを本商品の KPI とし、既に戦略・計画を有する先は、戦略・計画内で設定される目標を本商品の KPI に設定し、融資期間中のモニタリングを実施する。

表 4-1 段階別のネイチャーポジティブに資する取組の例

段階	取組の例
原材料調達	・ 原材料使用量の削減 ・ 原材料調達基準へ生物多様性の配慮の組み込み ・ 認証原材料の取り扱いの増加
生産・加工等	・ 環境規制に基づく排水等の適切な処理 ・ 水資源の利用量の低減 ・ 場所等に応じ、漏れ光の抑制や点灯季節、時間への配慮 ・ 環境保全型農業等の認証の取得
物流	・ バラスト水や船体付着等による生態系への影響や外来種の侵入を防ぐための取組 ・ 塗装による生態系への影響軽減 ・ コンテナ等を通した外来種侵入防止 ・ 輸送の電動化 ・ トリップ低減
最終製品化・販売	・ 生物多様性に配慮した製品・サービスの取り扱い増加 ・ 調達方針や調達基準への生物多様性の配慮の組み込み ・ 消費者への情報提供と普及啓発 ・ 販売の効率化によるロス等の削減
保守・廃棄・リサイクル	・ 製品の適切な補修やリサイクルを通じた自然資源の節約 ・ 廃棄物の適切な処理・最終処分量の削減による生物多様性への悪影響の軽減 ・ 修理やリサイクルのしやすい製品設計
土地利用・開発・保有地管理	・ 森林伐採の代替措置や植樹等の森林再生等の適切な措置 ・ 生物多様性への影響を事前に評価、ネガティブ影響の回避・低減 ・ 開発後の保全・事後モニタリング ・ 地域住民等のステークホルダーとの連携による保全・モニタリング等
研究開発・イノベーション	・ 生物多様性に与える影響を把握するための技術・データ整備 ・ 生物多様性への影響を低減する製品・サービスや生産方法・工法に関する研究・開発 ・ 生物多様性に配慮したサービスや販売・営業方法、ビジネスモデルの検討 ・ 途上国への技術協力・技術供与等

(出典) 環境省, 事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン (第3版) より抜粋して作成

5. High Goal

5.1 「High Goal」の基本的な考え方

5.1.1 「High Goal」の目的・意図

東証プライム市場上場企業のうち、特に自然資本を直接利用する可能性の高い企業（食品、製紙、化学、鉱業等）を中心に、今後、TNFD に従い自然資本に関連する開示を実施していくことが想定される。他方で、企業の活動内容やこれまでの開示対応の実績は各企業により異なることから、開示内容に幅があることも想定される。そこで、「High Goal」は、これらの企業の開示内容について、TNFD の趣旨に合致しているかどうか、また、真に自然資本の増進に貢献し得る内容であるかを評価することで、高度なネイチャーポジティブ経営を促すことを目的としている。

「High Goal」では TNFD における自然との接点、自然との依存関係、インパクト、リスク、機会など、自然関連課題の評価のための LEAP アプローチ¹が設定するステップを推奨している。TNFD では LEAP アプローチを実施するうえで参考となる開示推奨項目が設定されていることから、本商品ランクでは開示推奨項目に合わせて評価を実施する。

なお、TNFD で開示が推奨されている項目は下表のとおりである。

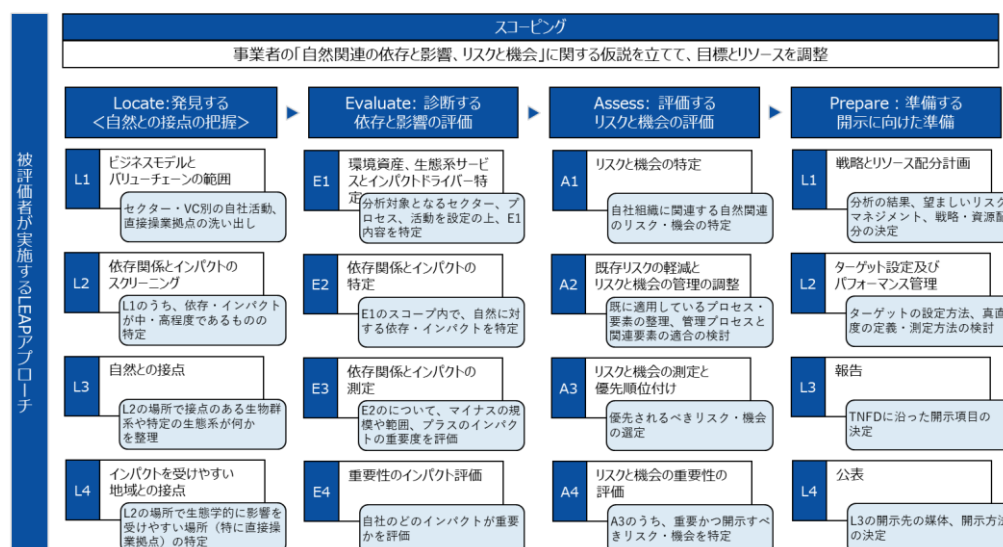


図 5-1 LEAP アプローチ

（出所）環境省資料「LEAP/TNFD の解説」より作成

¹ LEAP アプローチとは、自然関連課題の特定と評価のための TNFD による手法のこと。自然資本の課題について、自然との接点を Locate（発見）し、依存と影響を Evaluate（診断）し、リスクと機会を Assess（評価）し、特定された課題に対応し報告するために Prepare（準備）すること。

表 5-1 TNFD における開示項目

項目	概要
ガバナンス	「自然関連の依存と影響、リスクと機会」に関する企業のガバナンス
戦略	「自然関連の依存と影響、リスクと機会」が企業の事業、戦略、財務計画に与える実際及び潜在的なインパクト（ただし、重要である場合）
リスクとインパクトの管理	「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を企業が特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセス
測定指標とターゲット	「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を評価し、管理するために使用される測定指標と目標

5.1.2 対象企業

TNFD に基づく開示を実施している企業を対象とする。

5.2 「High Goal」の評価項目

5.2.1 「High Goal」における格付

「High Goal」においては「クラス A」「クラス A+」「クラス S」の 3 種類の格付を設定する。「High Goal」においても「3. 対象企業の自然資本に関する総合的分析」を実施する。

加えて、TNFD 開示推奨項目である「ガバナンス」、「戦略」、「リスクとインパクトの管理」、「測定指標とターゲット」の開示内容に関する評価を実施する。

具体的には、「ガバナンス」では、監督状況や経営者の役割等について評価を実施する。「戦略」では、LEAP アプローチのうち、LEAP についての開示状況の評価、また、開示内容について本業を対象とした取組がなされているか評価する。「リスクとインパクトの管理」では、当該項目の管理体制について評価する。「測定指標とターゲット」では、指標の設定、開示状況及び目標設定状況について評価を実施する。

5.2.2 評価事項① 「ガバナンス」

TNFD では、「ガバナンス」について、企業の「A.監督状況」、「B.経営者の役割」、「C.ステークホルダーへの影響と監督状況」の3つの開示推奨項目が示されている。

表 5-2 TNFD 「ガバナンス」開示推奨項目

項目	概要
監督状況	A.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」に関する取締役会の監督状況の説明
経営者の役割	B.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」の評価と管理における経営者の役割の説明
ステークホルダーへの影響と監督状況	C.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」に対する事業者の評価と対応において、先住民族や地域社会（IPLCs）等の影響を受けるステークホルダーやその他のステークホルダーに関する事業者の人権方針、エンゲージメント活動、取締役会と経営層による監督状況の説明

5.2.3 評価事項② 「戦略」

TNFD では「戦略」について、開示推奨項目として「A. 中長期における依存、影響、リスク、機会の説明」、「B. 自然関連リスクと機会が組織に与える影響」、「C. 戦略のレジリエンス」、「D. 優先地域の活動拠点」の4項目をあげている。

表 5-3 TNFD「戦略」開示推奨項目

概要
A.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」のうち、企業が短期・中期・長期に分けて特定したものについての説明
B.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」が企業のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えた影響、及び移行計画や分析についての説明
C.「自然関連のリスクと機会」に対する企業の戦略のレジリエンスについて様々なシナリオを考慮した上での説明
D. 直接操業、及び可能であればバリューチェーンの上流下流における、優先地域にある資産・活動の拠点の開示

これらの推奨項目への対応として、LEAPアプローチが推奨されており、「High Goal」ではこれらの開示状況がLEAPアプローチの趣旨に沿った開示がなされているかどうかについて評価を実施する。

5.2.4 評価事項③ 「リスクとインパクトの管理」

TNFD では、「リスクとインパクトの管理」について、開示推奨項目として「A (i) .評価プロセス（直接操業）」、「A (ii) .評価プロセス（バリューチェーン上流・下流）」、「B.管理プロセス」、「C.リスク管理プロセスへの統合」の4項目が設定されている。

表 5-4 TNFD 「リスクとインパクトの管理」 開示推奨項目

項目	概要
評価プロセス（直接操業）	A (i) .直接操業における「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を特定し、評価し、優先付けするための組織プロセスの説明
評価プロセス （バリューチェーン上流・下流）	A (ii) .上流と下流のバリューチェーンにおける「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を特定し、評価し、優先付けするための組織プロセスの説明
管理プロセス	B.「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を管理するための組織のプロセスの説明
リスク管理プロセスへの統合	C.「自然関連のリスク」の特定、評価、管理のプロセスが組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについての説明

5.2.5 評価事項④ 「測定指標とターゲット」

TNFD では、「測定指標とターゲット」について、開示推奨項目として「A.評価・管理指標」、「B.依存・影響の測定指標」、「C.目標とパフォーマンス」の 3 項目が設定されている。また、「コア・グローバル開示指標」も示されている。

なお、TNFD における指標は「コア・グローバル開示指標」、「コア・セクター開示指標」、「追加開示指標」の 3 段階で開示されている。2024 年 6 月以降、順次公表されている追加セクターガイダンスではセクター別の推奨指標が含まれており、1 つの参考となる。

表 5-5 TNFD 「測定指標とターゲット」 開示推奨項目

項目	概要
評価・管理指標	A. 事業者が戦略及びリスク管理プロセスに沿って、重大な自然関連リスクと機会の評価、管理するために使用している測定指標の開示
依存・影響の測定指標	B. 自然に対する依存と影響の評価、管理するために事業者が使用する測定指標の開示
目標とパフォーマンス	C. 「自然関連の依存と影響、リスクと機会」を管理するために事業者が使用している目標とそのゴールとその進捗状況の開示

「High Goal」では、「依存・影響の測定指標」、「目標とパフォーマンス」への対応を念頭とし、可能な限り既存の開示内容との対応状況を整理の上で、TNFD が要求する開示指標に対応した KPI や事業と自然資本との関係に密接に関連する KPI 設定を実施する。KPI 設定例を下表の通り示す。

表 5-6 TNFD「コア・グローバル開示指標」と MNC-IF における KPI 設定例

測定指標 番号	自然の変化 の要因	指標	TNFD1.0 で示されている 測定指標・文献等	MNC-IF における TNFD 開示指 標以外の KPI 例
—	気候変動	GHG 排出量	ISSB IFRS S2 号	Scope1-3 目標
C1.0	陸／淡水／ 海洋利用の 変化	総空間フットプリン ト	・ 組織が監督権を有する監督下、管理下にある 総表面面積 (km ²) ・ 攪乱された総面積 (km ²) ・ 修復、復元された総面積 (km ²)	—
C1.1		陸／淡水／海洋の利 用変化の範囲	・ 利用変化、持続的に管理されている範囲は、 生態系の種類、事業活動の種類に分ける ・ 保全または復元の範囲は、自主的なものか、 法令等の義務付けかに分ける	
C2.0	汚染／汚染 除去	土壌に放出された汚 染物質の種類別総量	土壌に放出された汚染物質の種類別総量 (ト ン)	・ 日本国法令への対応状況 (土 壌汚染防止法、土壌汚染対策 法等) ・ ローカル法令の遵守 ・ 自主基準への対応
C2.1		排水放出	・ 合計、淡水、その他 ・ 排出される排水中の主要汚染物質の濃度 ・ 排出される水の温度	・ 日本国法令への対応状況 (水 質汚濁防止法等) ・ ローカル法令の遵守 ・ 自主基準への対応
C2.2		廃棄物の発生と処理	・ 有害および非有害廃棄物の種類別の総発生量 (トン) ・ 廃棄されたもののうち、償却処分量、埋立 量、その他処理 ・ 再利用、リサイクル、その他再生方法	・ 日本国法令への対応状況 (廃 棄物処理法等) ・ ローカル法令の遵守 ・ 自主基準への対応
C2.3		プラスチック汚染	使用・販売したプラスチック (ポリマー、耐久 財、容器包装) の総量 (t) 容器包装のうち、再利用、堆肥化、リサイクル ができた割合	—
C2.4		温室効果ガス (GHG) 以外の大気 汚染物質の総量	非 GHG 大気汚染物質 (t) (PM2.5, PM10, NO2, SO2, VOC, NH3) など	・ 日本国法令への対応状況 (大 気汚染防止法) ・ ローカル法令の遵守 ・ 自主基準への対応
C3.0	資源使用／ 資源補充	水不足の地域からの 取水量と消費量	水不足地域における取水量と水消費量 (m ³)、 水源特定を含む	・ 自主基準への対応 ・ ローカル法令の遵守
C3.1		陸／海洋／淡水から 調達する高リスク天 然一次産品の量	リスクの高い天然資源の調達量 (t) 持続可能な管理契約や認証制度の下で調達され たリスクの高い天然資源調達量 (t)	—
C4.0	侵略外来種	ブレースホルダー指 標：侵略的外来種 (IAS) の非意図的 導入に対する対策	リスクの高い事業活動のうち、意図しない侵略 的外来種 (IAS) の持ち込みを防ぐ対策を講じ ている割合、もしくはリスクを低減させる設計 による活動の割合	—
C5.0	自然の状態	ブレースホルダー指 標：生態系の状態	事業活動場所における生態系の状態	—
		ブレースホルダー指 標：種の絶滅リスク	事業活動場所における種の絶滅リスク	—

6. 評価実施フロー

6.1 評価に関わる組織（詳細）

1.4.3 にて記載のとおりである。株式会社みずほ銀行及びみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が策定したインパクト評価フレームワークに対しては、株式会社日本格付研究所（JCR）が第三者意見を提出する。第三者意見を得た本評価フレームワークに基づき、RT は評価を実行する。なお、評価を実施する上で、独立性を担保する体制を構築している（営業と評価の分離）。

表 6-1 評価フレームワーク策定に関わる組織

組織名	URL	評価における役割
株式会社みずほ銀行（BK）	https://www.mizuho-bank.co.jp/index.html	貸付人、アレンジャー
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（RT）	https://www.mizuho-rt.co.jp/index.html	インパクト評価者
株式会社日本格付研究所（JCR）	https://www.jcr.co.jp/	第三者評価機関

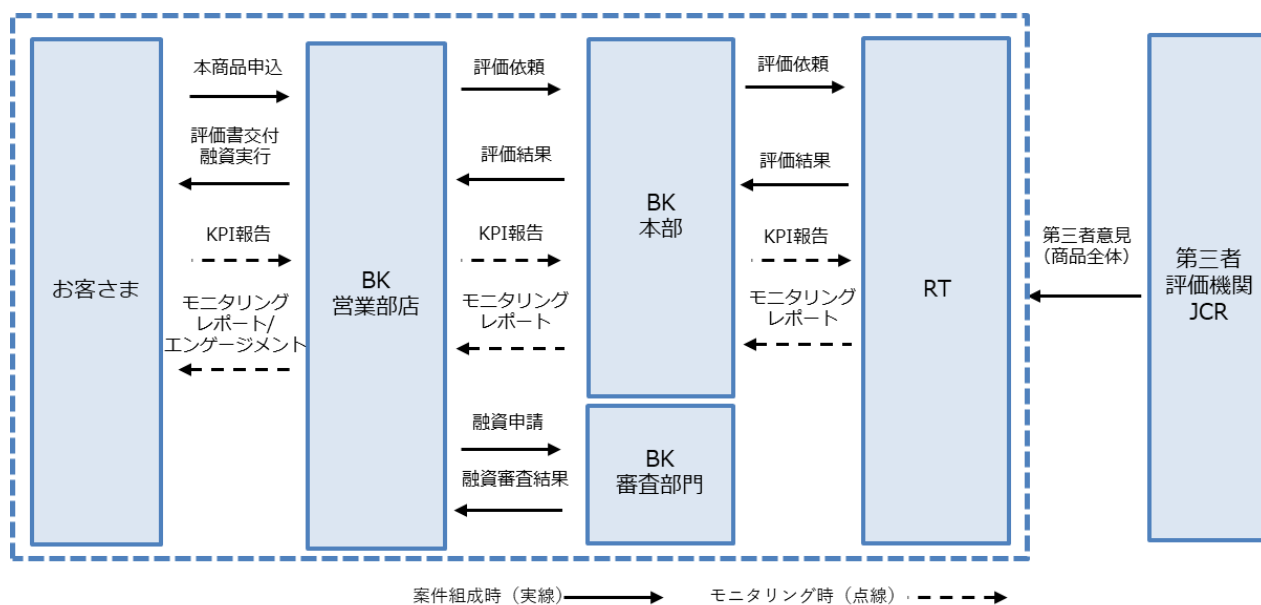


図 6-1 評価体制図

6.2 評価フロー

MNC-IF では、環境省による「インパクトファイナンスの基本的考え方」に基づき、「融資時に環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図をもつもの」と確認され、その中でも特にネイチャーポジティブを推進させる意図をもつ対象企業に対して、RT が本フレームワークに基づくインパクト評価を実施し、BK が融資を実行するものとする。

MNC-IF の評価フローは下図のとおりである。

第 1 に、BK の依頼により RT は対象企業に対し、初期サーベイを実施し、BK は MNC-IF の提案を行う。第 2 に、対象企業と BK が合意に達した後、RT は本評価フレームワークに基づいたヒアリングを対象企業に対して行う。ヒアリングは必要に応じて複数回、書面もしくは対面に関わらず実施される可能性がある。第 3 に、RT が評価報告した後、BK が融資手続きに入る。第 4 に、融資実行から 1 年を経過した以降、融資時に立てた KPI、目標等の進捗状況につき BK 単独もしくは BK 及び RT がモニタリングを行う。

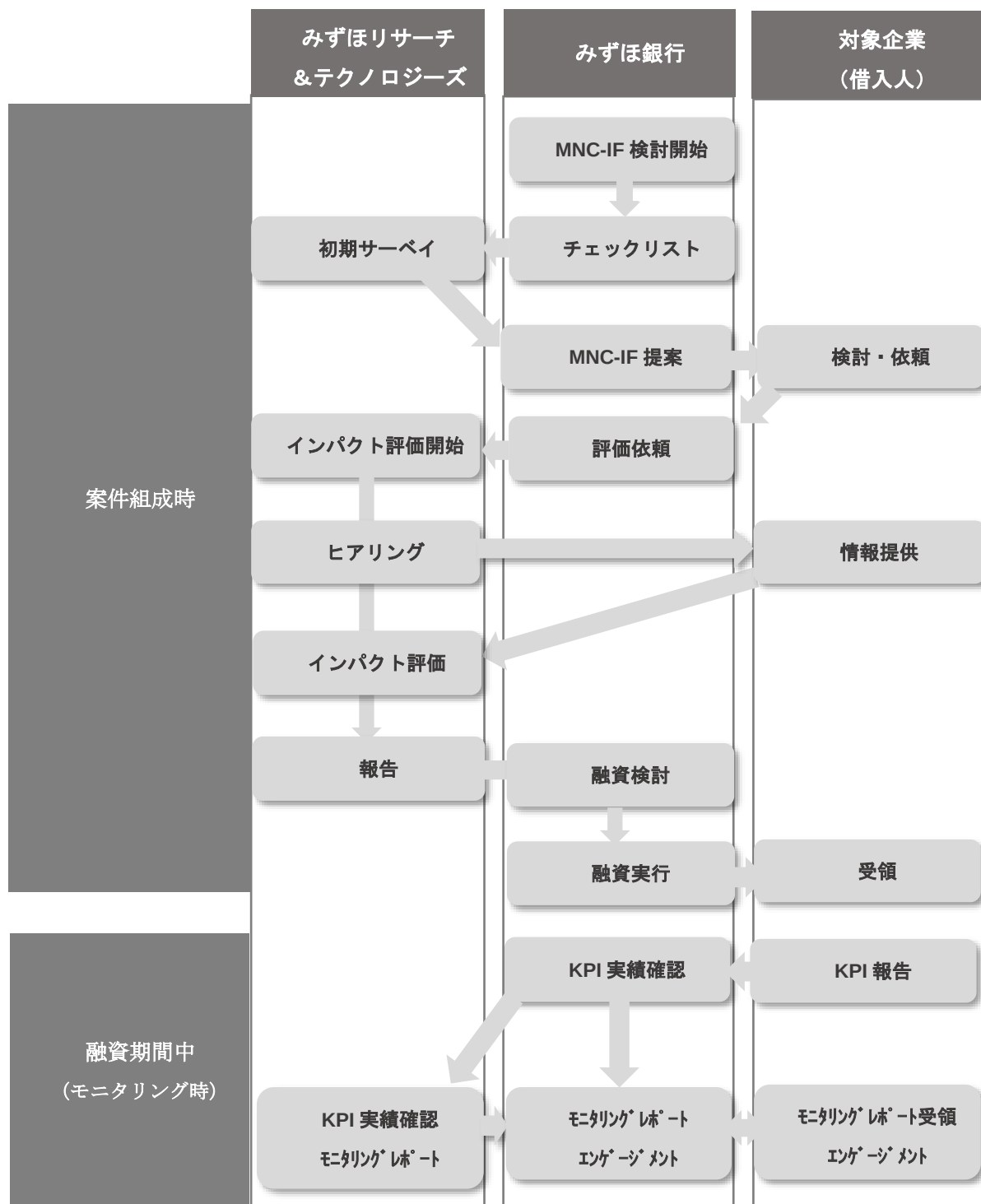


図 6-2 評価フロー

7. <みずほ>としてのモニタリング方針

7.1 取組方針

MNC-IF では、対象企業における重大なネガティブインパクトの低減を図り、ネイチャーポジティブなインパクトの拡大を図ることを目的としている。「2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる」という世界的な使命のために、国際社会、各国政府だけでなく企業レベルにおけるネイチャーポジティブを支援するために、<みずほ>はMNC-IFに取り組むものである。

従って、融資期間中に年 1 回モニタリングを実施し、融資時に対象企業が設定した計画や KPI・目標等に対する進捗状況を<みずほ>がモニタリングする。

7.2 モニタリング体制

対象企業における MNC-IF で設定した行動計画、指標等に関するモニタリングを下図のとおり実施する。



図 7-1 モニタリング体制

また、モニタリング実施内容は下表のとおりとする。

表 7-1 モニタリング実施内容

モニタリング実施主体	モニタリング実施内容
みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社（RT）	➤ 対象企業における自然資本に関する KPI、目標等の実績報告および開示状況につき定期的にモニタリングする ➤ 定期モニタリングは年 1 回実施する（RT の定期モニタリングは有期） ➤ 対象企業からの情報入手は、有価証券報告書、統合報告書、環境報告書、サステナビリティレポート等から行い、必要に応じて対象企業に対して情報提供依頼を行い、サステナビリティに関連する情報を入手する ➤ モニタリング結果については、モニタリングレポートを作成し BK および BK を通じて対象企業に報告する
株式会社みずほ銀行（BK）	➤ 対象企業における自然資本に関する KPI、目標等の実績報告および開示状況につき定期的にモニタリングする ➤ 定期モニタリングは年 1 回実施する ➤ 通常業務において実施する対象企業とのミーティングにおいて、KPI 実績やモニタリングレポートを活用し、サステナビリティやネイチャーポジティブについてのエンゲージメントを実施する ➤ サステナビリティやネイチャーポジティブに影響をおよぼす内容が見受けられた場合には、RT に情報共有を行う（RT モニタリング期間中）。

7.3 情報開示

年次で前年度における MNC-IF の概要について BK のウェブサイトにて情報開示を行う。開示内容については、認定状況（組成件数）に加え案件の取組状況等を踏まえ、評価を行った企業のインパクトや KPI 等を予定している。